

# 古物営業者のみなさんへのお知らせ

古物営業法の一部を改正する法律が制定され平成30年4月25日に公布されました。法律の施行日や改正内容についてお知らせします。

6月を超えない範囲で施行（平成30年10月24日施行）

## ① 営業制限の見直し

これまでは、営業所又は取引の相手方の住所等以外の場所で、古物商以外の一般人から古物を受け取ることができませんでしたが、改正後は3日前までに日時・場所の届出をすれば、仮設店舗（※）においても一般人から古物を受け取ることが可能となります。

※ 「営業所以外の場所に仮に設けられる店舗であって、容易に移転することができるもの」をいい、例えば、催事場のブース、車両を駐車して店舗として用いる出店、屋台等があげられます。

## ② 簡易取消しの新設

所在不明の古物商について、これまでは3月以上所在不明である場合に取消しができるとされていましたが、改正後は公安委員会が官報に公告を行い30日を経過しても申出がない場合に許可を取り消すことができるようになります。

## ③ 欠格事由の追加

古物営業の許可を取得する要件である欠格事由に新たに次の3つが追加されます。

- (1) 刑法第235条に規定する罪（窃盗罪）を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (2) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの

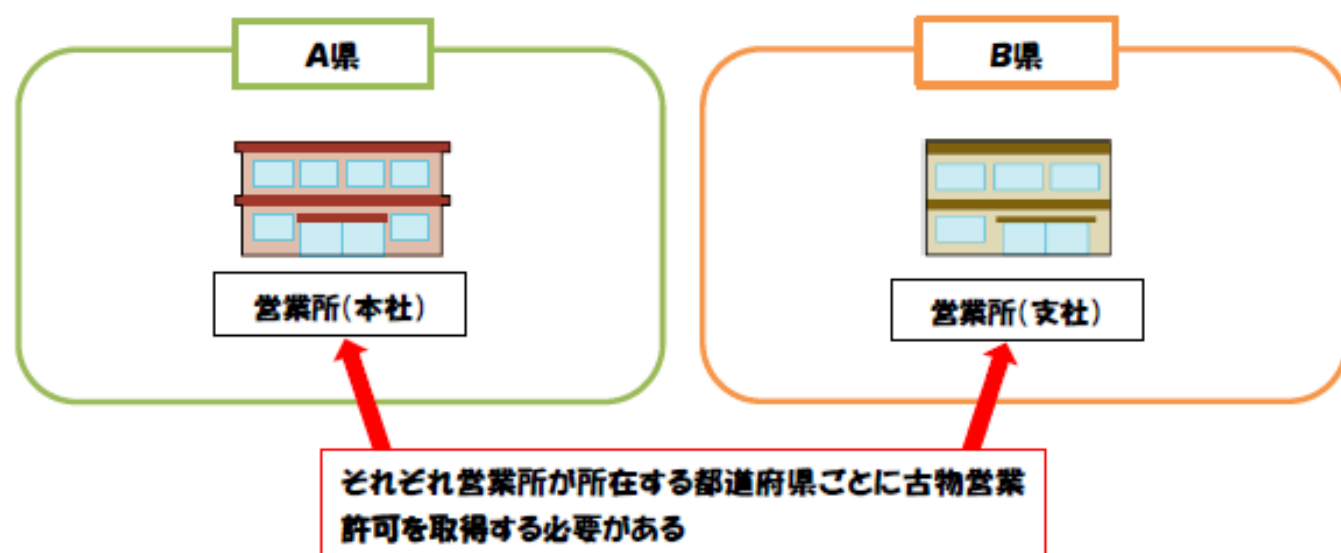
2年を超えない範囲で施行（平成32年4月頃を予定）

#### ④ 許可単位の見直し

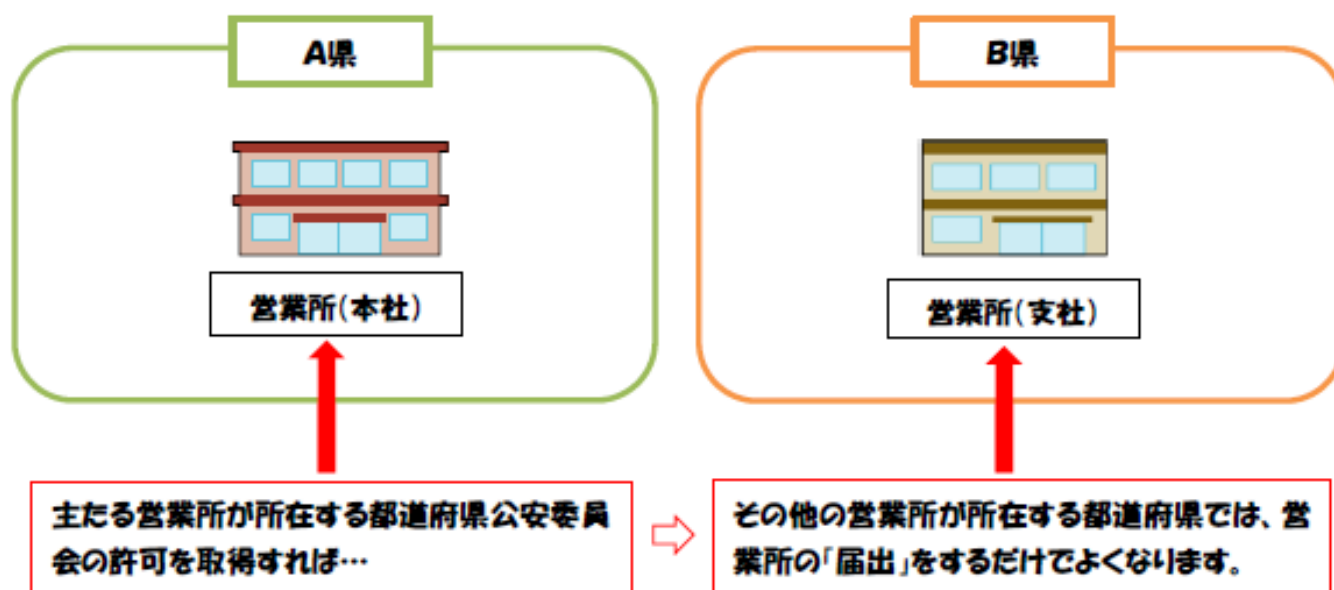
これまで、営業所等が所在する都道府県ごとに古物営業許可を受ける必要がありましたが、改正後は、主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会の許可を受ければ、その他の都道府県に営業所等を設ける場合は届出で営業ができるようになります。

イメージ図

現行制度



法改正後



## 重要！！

改正法の全面施行（平成32年4月頃を予定）前に既に古物営業許可を受けている方は、改正法の6月施行の日（平成30年10月24日）から改正法の2年施行の日（平成32年4月頃を予定）までの間に「主たる営業所等届出書」を提出しなければ、許可が失効し、引き続き古物営業を続けることができなくなります（そのまま営業を続けると無許可営業となります。）。

### 「主たる営業所等届出書」 提出先

#### 1 福井県公安委員会の許可のみを受けている事業者の方

→ 県内の営業所のうち、主となる営業所の所在地を管轄する警察署（営業所が1つしかない場合は、その営業所の所在地を管轄する警察署）

#### 2 複数の公安委員会から許可を受けている事業者の方

→ 許可を受けている都道府県のうちで主となる営業所の所在地を管轄する警察署（複数の都道府県に届出する必要はありません。）

#### 3 提出期間

→ 平成30年10月24日～改正法全面施行日（平成32年4月頃）の前日まで

<お問い合わせ先>

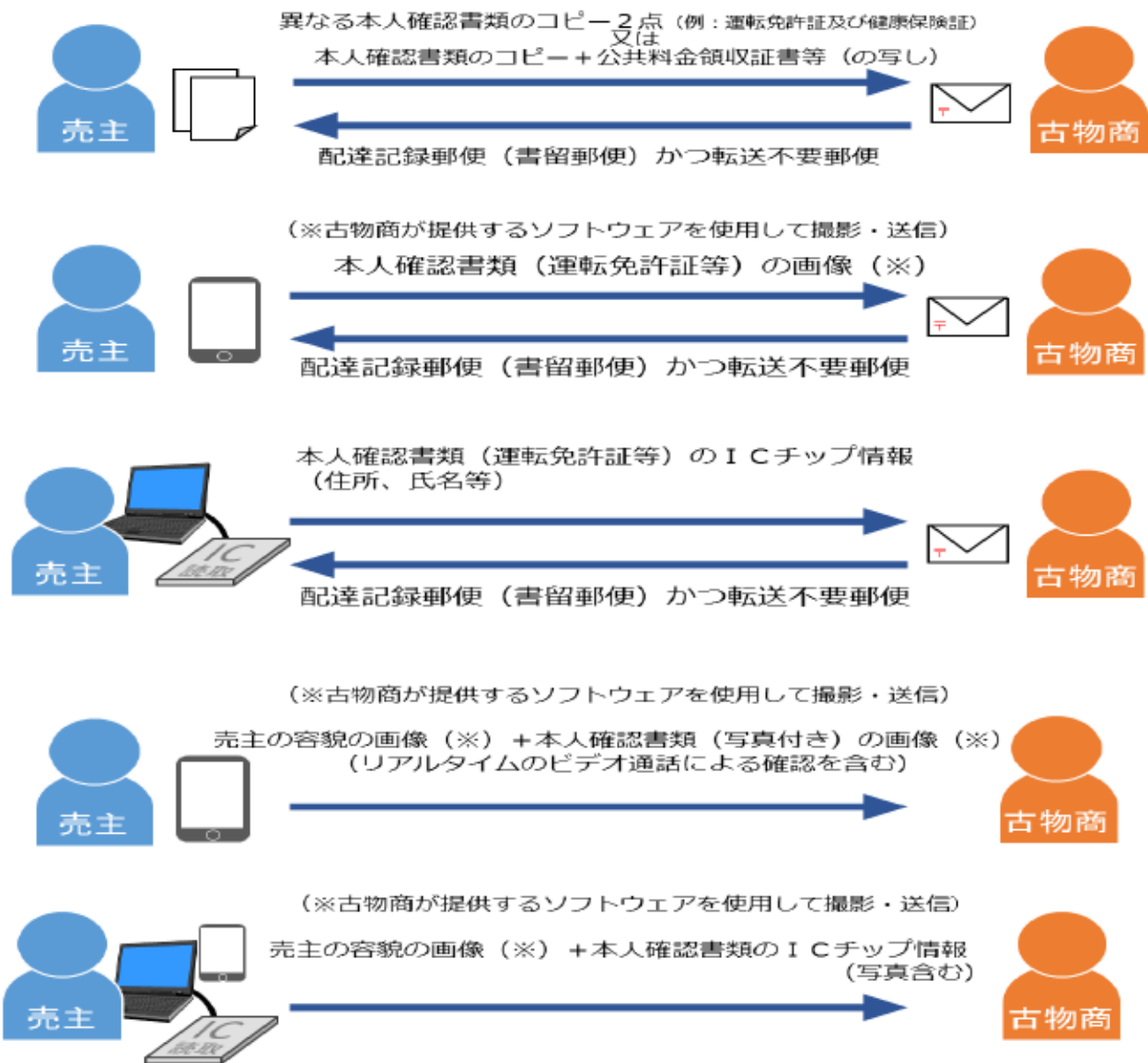
大野警察署 刑事生活安全課 生活安全係

電話番号 0779-65-0110

# 古物営業法施行規則の一部改正について

## 非対面取引における本人確認のための措置の追加

インターネット買取りなど相手方と対面しないで古物を買取る場合における相手方の確認方法として次の方法が追加されます。



## 帳簿の記載例の追加

施行規則別記様式第15号及び第16号に規定する帳簿の様式について、備考の記載例が追加されます。

## 施行日

平成30年10月24日から施行されます。

### 仮設店舗営業届出書

古物営業法第14条第1項ただし書の規定により仮設店舗における営業の届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

許可証番号	
許可年月日	年 月 日
(ふりがな)	
氏 名	
又 は 名 称	

1	日 時	
	場 所	
2	日 時	
	場 所	
3	日 時	
	場 所	
4	日 時	
	場 所	

記載要領 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式（附則第2項関係）

その1

主たる営業所等届出書

古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）附則第2条第1項の規定により主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主
許可証番号	
許可年月日	年 月 日
(ふりがな) 氏 名 又は名称	

主たる営業所又は古物市場

営業所・ 古物市場	形態	1. 営業所あり 2. 営業所なし 3. 古物市場
	(ふりがな) 名 称	
	所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。)  電話 ( ) - 番

その2

その他の営業所又は古物市場

営業所等を有する都道府県名		
経由警察署名		
許可証番号		
営業所・古物市場	(ふりがな) 名 称	
	所 在 地	電話 (       )       -       番
営業所・古物市場	(ふりがな) 名 称	
	所 在 地	電話 (       )       -       番
営業所・古物市場	(ふりがな) 名 称	
	所 在 地	電話 (       )       -       番

記載要領

- 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 2以上の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主は、その2を都道府県ごとに作成すること。